

答申第168号  
平成26年9月12日

神戸市長  
久元喜造様

神戸市情報公開審査会  
会長 米澤 広一

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について  
( 答 申 )

平成25年12月25日付神消総庶第2146号により諮問のありました下記の件について、  
別紙のとおり答申します。

記

「平成25年度第2回消防局指定管理者候補者選定委員会結果報告」及び「神戸市防災コミュニティセンター指定管理者申請書 指定管理者事業計画書」の部分公開決定に対する不服申立てについての諮問

### 1 審査会の結論

「平成 25 年度第 2 回消防局指定管理者候補者選定委員会結果報告」及び「神戸市防災コミュニティセンター指定管理者申請書 指定管理者事業計画書」について行われた部分公開の決定は、妥当である。

### 2 審査請求の趣旨

- (1) 審査請求人は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「神戸市防災コミュニティセンター指定管理者に選定された業者が提出した提案書」及び「点数表」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 消防長（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対して、「平成 25 年度第 2 回消防局指定管理者候補者選定委員会結果報告」（以下「本件公文書①」という。）及び「神戸市防災コミュニティセンター指定管理者申請書 指定管理者事業計画書」（以下「本件公文書②」という。）を特定し、本件公文書①のうち選定企業以外の企業名を、また、本件公文書②のうち選定企業の職員数、イベントの協力団体名・協力者名、選定企業の財務状況、人員配置、運営経費収支予算書を非公開とし、その余を公開とする部分公開の決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、本件決定において非公開とされた情報の公開を求める審査請求を行った。

### 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張を、平成 25 年 12 月 19 日受付の審査請求書及び平成 26 年 2 月 28 日付の意見書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

#### (1) 条例の趣旨及び非公開決定の判断基準

条例第 1 条において、市民が行政に対して公開請求できる趣旨は、神戸市が行う行政活動について市民に説明する責務を全うし、市政に対する市民の参加を推進し、地方自治の本質に即した市政の実現を資するためとしている。神戸市が行う活動に対して市民が公正な判断を下すためには、神戸市が保有する文書及び情報が提供されることが不可欠である。とすれば、条例に基づいて公開請求があれば、原則として対象文書は公開されるべきである。

上記の趣旨から鑑みると、非公開決定事由が規定される条例第 10 条第 2 号アについては例外的に適用されるべきである。そして、本条項に該当するか否かは、企業が情報を秘匿したいという主観的な判断で行われるべきではない。あくまで対象文書が公開されることによって法人側に権利及び競争上の地位が具体的・客観的に侵害される

場合にのみ適用される。

以上に基づいて今回の事例を検討する。

(2) 非公開理由説明書に対する意見

ア 選定企業の職員数について

非公開理由説明書において、職員数について経営戦略上の情報であり、積極的に開示すべきものではないと判断している。

しかし、自社の web サイトにおいて職員数が公開されている場合はよくあるケースであり、選定企業も企業サイトにおいて職員数を公開している。

よって、職員数に関する情報を非公開とした判断は妥当ではない。

イ イベントの協力団体名・協力者名について

企業がイベント等を開催する場合、パンフレットや広告活動によってその内容を伝えることが一般的である。その中にはどのような企業が協力又は協賛するかを記載するものが多い。とすれば、協力団体や協力会社の名前又は名称のみを非公開としても、インターネット等で検索することで知ることが可能であり、非公開にする意味はないと考えられる。

また、過去にどのような企業と事業をしてきたかのみを公開することで、選定企業に何かしらの競争的地位又は正当な利益を害するような事由も考えられない。

よって、協力団体名及び協力者名を公開したとしても、法人の競争的地位又は正当な利益を害するとは認められず、非公開とした判断は妥当でない。

ウ 選定企業の財務状況について

非公開理由説明書において、財務状況に関する情報は競合他社に知られたいくない情報であることを理由に非開示決定されている。しかし、株式会社は会社法上財務状況に関する情報の開示義務を負っており、株式会社が財務状況に関する情報を公開しないことは違法である。これらを秘匿することはできず、非公開決定の理由としては不適當である。

また、開示することによって、悪影響を受ける団体が指定管理者として選定されているのであれば、選考過程に問題があるといわなければならない。

よって、条例第 10 条第 2 号アを根拠として、非公開とした決定は不当な判断であり、財務状況に関する情報の開示を求める。

エ 運営経費収支予算書について

指定管理者は、本来国又は地方公共団体が運営管理する業務をかわって行う者である。国や地方公共団体が公共物を管理している場合は、予算及び決算は当然公告されるが、運営主体が民間団体であるからといってこの原則が覆るわけではない。指定管理者も申請の時点で受忍しているはずである。公共財の運営管理が適正に行われているかを市民が判断するためには、収入と支出の情報提供が不可欠であり、条例の趣旨にも適合するものである。

また、指定管理者は、委託業務に関する報告書の作成が義務付けられており、決

算に関する情報も公開されるはずである。とすれば収支予算に関する情報はいずれ公開されるのであるから、特段に保護を要する情報ではなく、公になることによつて受託企業の競争的地位を害するものでもない。

よつて、支出予算書に関する情報は、条例第 10 条第 2 号アには該当しない。これらの情報の全面開示を求める。

#### オ 人員配置について

上記で述べた通り、運営体制の人数についても、報告書に人件費に関する情報が出ているのであるから、その情報により運営体制の人数を把握することは困難ではなく、予算書における運営体制の人数を非公開にする意味はない。

したがつて、条例第 10 条第 2 号アには該当せず、非公開とした判断は妥当でない。

上記の理由により、非公開理由説明書における非公開決定は不当な判断といわなければならない。印影等を除くすべての情報について、全面開示を求める。

### 4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 26 年 1 月 23 日受付の非公開理由説明書及び平成 26 年 5 月 21 日の事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

#### (1) 本件公文書①

##### ア 選定企業以外の企業名について

採点表を開示しているため、選定企業以外の企業名を公表するとこれらに対する評価内容が明らかとなるが、各企業にとって他社より低い評価を付けられたことは通常知られたくないと思われ、秘匿したい情報とみるのが相当である。

また、この種の情報は本件応募提案に対する評価にとどまらず、当該団体の企画能力や事業遂行能力など、社会的な評価に影響を与えるおそれがあることも認めないことから、条例第 10 条第 2 号アに該当すると判断し、非公開としたものである。

#### (2) 本件公文書②

##### ア 選定企業の職員数について

この種の情報は、選定企業の経営状態に関する情報である。ある企業がどのような事業を何名の職員で遂行しているかは創意工夫された経営戦略上の情報であることから、他の企業等に対し積極的に開示すべきものではなく、条例第 10 条第 2 号アに該当すると判断し、非公開としたものである。

##### イ イベントの協力団体名・協力者名について

選定企業が、どの団体又は誰に対し、どのような内容について事業参加を働きかけ、提携したかという情報は、企業の事業活動上の情報であり、かつ第三者との取引に関する情報であるので、通常秘匿したい情報であるとみるのが相当である。したがつて、本件情報を公にすることにより、選定企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第 10 条第 2 号アに該当すると判断し、

非公開としたものである。

ウ 選定企業の財務状況について

この種の情報は、選定企業の経営状態に関する情報であるため、選定企業としては通常競合他社に知られたくない内容であり、秘匿したいものであると考えられる。このような情報が社会に流通することは、社会的評価に影響を与えるおそれがあることも否めない。よって、条例第 10 条第 2 号アに該当すると判断し、非公開としたものである。

エ 人員配置について

どの部署にどの程度の規模の人員数を配置するかという情報は、事業運営の充実と支出予算の抑制とのバランスを考慮した選定企業にとっての人事管理及び経営戦略上の情報であり、計画段階におけるこの種の情報は特に、企業にとって通常秘匿したい内容であるとみるのが相当である。

したがって、本件情報を公にすることにより選定企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第 10 条第 2 号アに該当すると判断し、非公開としたものである。

オ 運営経費収支予算書について

選定企業がどのような収入見込みを立て、それらに見合った支出について、どのような項目に費用の投入もしくは節減を図りながら実現しようとしているのかという情報は、選定企業にとって業務遂行能力や実現可能性を計数的に表現したものとみることができる。これら積算上の情報は、企業の経営ノウハウを生かした財務経理に関する情報であり、通常秘匿したい情報であるとみるのが相当であることから、条例第 10 条第 2 号アに該当すると判断し、非公開としたものである。

## 5 審査会の判断

(1) 本件公文書について

本件公文書①は、神戸市防災コミュニティセンターの指定管理者を選定するにあたり開催された選定委員会の審議結果を記載した文書であり、実施機関の作成によるものである。

本件公文書②は、神戸市防災コミュニティセンターの指定管理者への応募に当たって、指定管理者に選定された企業が作成し、実施機関に提出した申請書・事業計画書である。

(2) 争点

実施機関は、本件公文書①のうち選定企業以外の企業名を、また、本件公文書②のうち選定企業の職員数、イベントの協力団体名・協力者名、選定企業の財務状況、人員配置、運営経費収支予算書を、いずれも条例第 10 条第 2 号アに該当するとして、非公開とする決定を行った。これに対し、審査請求人は、非公開とされた情報を公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件における争点は、本件公文書①及び②において非公開とされた情報の条例第10条第2号ア該当性である。

以下、検討する。

(3) 選定企業以外の企業名について

実施機関は、本件公文書①において、審議結果の一覧表に記載されている選定企業以外の企業名を非公開としている。当該一覧表には審査項目ごとの各応募企業の評価点数が記載されており、その部分は公開されている。

仮に企業名を公にすると、特定された落選企業に対する評価点数が明らかになるが、当該企業にとって落選の際の評価は通常、競合他社には知られたくないであろうし、秘匿したい情報であるとみるのが相当である。また、こうした情報は、本件応募提案に対する評価にとどまらず、当該企業の社会的評価の低下を引き起こす可能性が否定できない。

したがって、本件公文書①において非公開とされた選定企業以外の企業名は、公にすると当該企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第10条第2号アに該当すると認められる。

(4) 選定企業の職員数について

実施機関は、本件公文書②において、選定企業の非正規職員を含む職員数を非公開としている。

企業が事業を行うためにどれだけの職員を雇用しているかは、企業の雇用方針や経営戦略に関する情報である。

審査請求人は公開を求める理由として、自社の web サイトにおいて職員数が公開されている場合はよくあるケースであり、選定企業も企業サイトにおいて職員数を公開していると主張している。

しかし、職員数を web サイトで公開するか否かはその企業の自主的な判断に委ねられており、そのときに正規職員に限るのか、非正規職員も含めて公開するかということも、企業の判断に委ねられたものである。企業がその判断により自ら公開している情報であれば秘匿する必要はないと考えられるが、本審査会が確認したところ、本件公文書②に記載された非正規職員を含む職員数は、当該企業の web サイトにおいて公開されている情報とはいえない。

したがって、本件公文書②に記載された選定企業の職員数は、これを公にすると当該企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第10条第2号アに該当すると認められる。

(5) イベントの協力団体名・協力者名について

実施機関は、本件公文書②において、選定企業がこれまでにを行ったイベントの協力団体名・協力者名を非公開としている。

選定企業がどの団体・個人に対して、どのような事業内容について事業参加を働きかけたかという情報は、当該企業の事業活動上の情報であり、かつ第三者との取引に

関する情報である。一般に、競合他社がこれを知れば、取引先に対しより有利な条件での取引を働きかけることなどにより、選定企業の事業活動に支障を生じるおそれはない。

なお、審査請求人は公開を求める理由として、企業がイベント等を開催する場合、パンフレットや広告活動によってその内容を伝えることが一般的であり、その中にはどのような企業が協力又は協賛するかを記載するものが多く、インターネット等で検索することによりこれを知ることが可能であると主張しているが、インターネット等で公開するか否かはその企業の自主的な判断に委ねられており、公開される事例があるからといって、本件において保護されるべき企業の利益が失われるものではない。

したがって、イベントの協力団体名・協力者名は、公にすると選定企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第 10 条第 2 号アに該当すると認められる。

#### (6) 選定企業の財務状況について

実施機関は、本件公文書②において、選定企業の財務状況を非公開としている。非公開とされた財務状況とは、過去 3 年間の総収入、総支出、当期損益、累積損益である。

これらは選定企業の財務経理に関する情報であり、上場企業の場合を除き、通常、一般に公にされていない情報である。こうした情報は、事業の遂行能力や財務の健全性、信用力、事業の好不調を窺わせるものであり、本件選定企業のような非上場企業にとっては通常、競合他社には知られたくない情報であるとみるのが相当である。

なお、審査請求人は、株式会社は会社法上、財務状況に関する情報の開示義務を負っていると主張しているが、会社法第 440 条の規定により株式会社が公告しなければならないとされているのは、大会社の場合を除き、貸借対照表のみであり、本件公文書②に記載された財務状況について開示義務があるとはいえない。

したがって、本件公文書②に記載された選定企業の財務状況は、公にすると当該企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第 10 条第 2 号アに該当すると認められる。

#### (7) 人員配置について

実施機関は、本件公文書②において、運営体制のうち配置する人員数を非公開としている。

施設を効率的に管理運営するために、どの業務にどの程度の規模の人員数を配置するかという情報は、選定企業の経営ノウハウを生かした人事管理及び経営戦略上の情報であり、企業にとって通常、競合他社には知られたくない情報であるとみるのが相当である。

したがって、本件公文書②に記載された人員配置は、公にすると当該企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第 10 条第 2 号アに該当すると認められる。

(8) 運営経費収支予算書について

実施機関は、本件公文書②において、平成 26 年度以降 4 年間の運営経費収支予算書のうち、指定管理料を除く各項目の金額及び内訳を非公開としている。

審査請求人は公開を求める理由として、指定管理者は、指定管理業務に関する報告書の作成が義務付けられ、決算に関する情報も公開されるはずであり、収支予算に関する情報はいずれ公開されるのであるから、特段に保護を要する情報ではないと主張している。

しかし、公金の使途としての結果を事後的に広く市民に示す決算とは異なり、計画段階における収支予算の内容は、企業としての施設運営の方向性や経営戦略を数字で表明したものであり、選定企業の経営ノウハウが反映されたものといえる。通常、これらの情報が競合他社に知られた場合、模倣されることによって選定企業の事業優位性が失われるおそれは否定できない。

したがって、運営経費収支予算書のうち各項目の金額及び内訳は、公にすると当該企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第 10 条第 2 号アに該当すると認められる。

(9) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。



(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成25年12月25日	—	* 諮問書を受理
平成26年1月23日	—	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成26年2月28日	—	* 審査請求人から意見書を受理
平成26年3月26日	第276回審査会	* 審議
平成26年5月21日	第277回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成26年6月18日	第278回審査会	* 審議
平成26年7月16日	第279回審査会	* 審議
平成26年8月18日	第280回審査会	* 審議